

裁判員制度の意義を追究する 授業実践

～社会に参加する力を育てる授業をめざして～

静岡大学教育学部附属島田中学校 岩本知之

はじめに

裁判員裁判がメディアで多数取り上げられるなか、中学生の司法への関心が高まっている。また、社会科の授業で様々な模擬裁判員裁判の実践も行われており、それらの授業は生徒の興味をひくもので、活動的な学びが展開されている。

しかしながら、生徒のもっている裁判員裁判についての知識はメディアを通して流れてくる情報の一部を鵜呑みにしたことが多い。

そして、模擬裁判員裁判の授業は、ただ楽しかっただけの「活動あって学びなし」の授業に陥ってしまうこともある。

このような実態のなか、私たちは模擬裁判員裁判を含む司法の学習を通して、生徒にどのような力をつけることができるのだろうか。裁判員制度の意義や課題を追究する学習を通して考えてみたい。

2 単元の構想

生徒の大きな関心事の裁判員制度を題材とした単元を構成するにあたって、裁判員制度をどのように扱うかが、生徒に身につけさせたい力と大きくかかわると考えている。

今回はまず、「司法にかかわる知識」と「司法への理解を深める見方や考え方」をロール

プレイやランキングなどの参加型学習の手法を有機的に取り入れた学習スタイルで学ぶ。

○司法にかかわる知識

- ・「裁判官」や「検察官」など裁判にかかわる人々の役割。
- ・「刑事・民事裁判」や「三審制」などの仕組み。
- ・「人権が守られる」や「司法権の独立」など裁判において大切なこと。
- ・「裁判員制度」についての正しい知識。

○司法への理解を深める見方や考え方

- ・いきなり裁判が行われるのではなく「当事者による解決」→「公平な第三者による解決」→「国家権力による解決」の流れがあること。（民事裁判）
- ・「裁判による法の解決は私たちを助けてくれる反面、いきすぎると自分たちの生活をしばるものである」という認識。

その後、模擬裁判員裁判を体験する。このような過程のなかで裁判員制度の意義や課題を知識や体験などを活用して追究し、多面的・多角的なものの見方や考え方が身についたり、合意形成能力を身につけたりすることをねらいとした構想を立てた。

これらの試みは、新学習指導要領の改善の基本方針や改訂にあたっての基本的な方針および要点にある「社会的事象に関心をもって

多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させる」「社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する」「公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成すること」を重視するという部分を踏まえたものであると考えている。

3 授業実践

1 時間目：紛争を解決しよう

3人組で役割分担をし、一郎さんと二郎さんのけんか（紛争）を太郎さんが解決するロールプレイを行う。太郎さんは2人の言い分を聞きながら、2人が納得する解決方法を導き出す。

第1話 一郎、二郎と大げんか

一郎さん、二郎さん、太郎さんは自治警察の同僚です。3人は毎日警察署に勤めていますが、一郎さん、二郎さんの方が早く、太郎さんは遅く帰ります。一郎さんは、二郎さんのことを「お前さん」と呼んでいました。二郎さんは、一郎さんのことを「お前さん」と呼んでいました。二郎さんは、一郎さんのことを「お前さん」と呼んでいました。

自治警察では、電話取次、戸籍取り、コピー、買物のチャラシづくりなどの仕事は当番制でやることになっていましたが、一郎さんは当番をさぼってはいたので、いつも一郎さんの代わりに仕事をすることになる二郎さんは怒っていました。

そんなある日のことでした。一郎さんと二郎さんは、太郎さんの新製品の「どてつまむりくわアム」の紹介をするつもりでしたが、紹介をするためのチャラシが台本で忘らんと用意することになっていました。

そこで、二郎さんは前日の夜までかかって、チャラシの枚を一生懸命つくりました。そして、警察署に届いたのが、チャラシを印刷機の前で書いたまま、急いで帰りました。次の日、会社で出勤したところ、なんと、印刷機にチャラシが、印刷機の前でなくなっていました。一郎さんがそのチャラシを持って帰ってしまいました。

二郎さんは急いで一郎さんを追いかけて、二郎さんは、車で道の途中でやっど一郎さんに会いつぎ、一郎さんの腕をつかんで「僕のチャラシを返して！」と叫びました。ところが一郎さんは「あれは僕のチャラシでしょ？ いつも一郎くんは僕の分まで仕事をしてくれるじゃない。どうして今日は自分のものだと責められるの？。と言い返しました。

二郎さんは「とにかくチャラシを返してよ」と言いましたが、一郎さんは「自分のチャラシだから返さないとさ。ついに二郎さんは一郎さんの持っているカバンを力づくで奪い取りました。

一郎さんが「自分のチャラシなら、自分の机の引き出しに入れておけばよかったじゃない。印刷機の前でなくなったから、いつもどおりのチャラシを返してよ」と言って、再び二郎さんからカバンを奪い取るうとしたので、自分のチャラシをどうしても取り返したかった一郎さんは、思わず一郎さんを振り回してしまいました。その拍子に、一郎さんが庭先白に花の子さんからプレゼントされた20万円用のスーツが落ちてしまいました。

一郎さんは二郎さんに「君にやるんだ！」と怒鳴りつけ、2人は入声でのしり合うけんかになってしまいました。

そこに、太郎さんが通りかかり、のしり合いを止めた。

翌日、二郎さんは一郎さんとの関係を修復するために、話し合いをしようとするのですが、なかなか話し合えませんでした。

太郎さんは、このように2人のけんかが喧嘩的、とても喧嘩的、なんとかしななければならぬと決意しました。

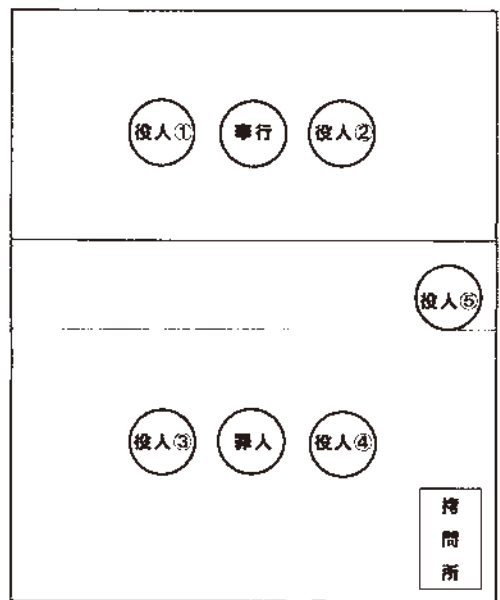
授業の目標は①紛争解決能力を養うこと、②民事裁判と裁判への流れ（いきなり裁判で

はない）を理解すること、③今後の司法の学習への意欲を喚起することである。

2 時間目：法廷図の変化と裁判の概念

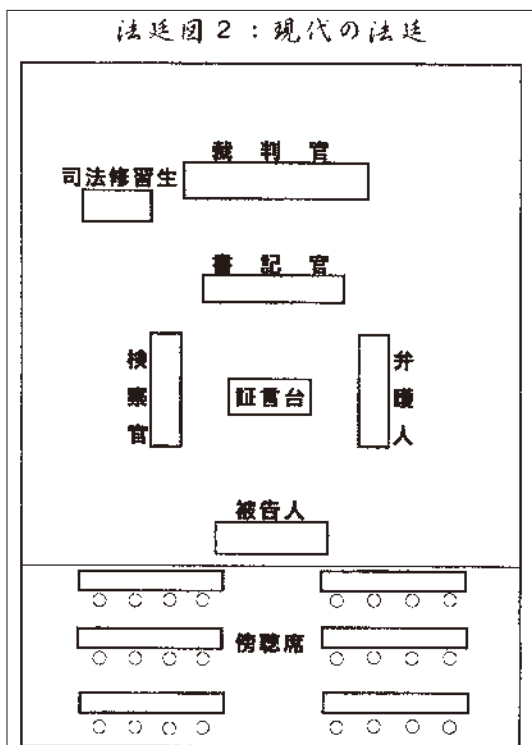
「白州体制の図・写真」と「現代の法廷の図・写真」を見比べ、新たに弁護人や傍聴席が加わったことや拷問所や砂利がなくなったことなどに気づく。それらを「裁判において重要だと考える順」にランキングする活動を行う。その後、裁判員制度を簡単に説明し、裁判員制度がランキングのどこに入るのかを考える。

法廷図1：江戸時代の法廷（お白州）



【奉行】…取り調べを行い、罪人を裁く 【役人①②】…取り調べを行う
 【役人③④】…罪人の見張り 【役人⑤】…記録を書く
 【罪人】…罪を犯した疑いがある者





①刑事裁判の法廷(地方裁判所、最高法廷) ②裁判官の裁判官③検察官④被告人⑤弁護人⑥傍聴席、裁判官が1人の場合もあります。

「中学生の公民 初訂版」p.143

授業の目標は①ランキングの理由を考えることを通して、「人権が守られる」や「法の下に公正な裁判が行われる」など、裁判において大切なことに気づくこと、②刑事裁判を理解すること、③裁判員制度への理解を深め、意義を追究し始めることである。

3 時間目：裁判員制度で国民が参加する裁判

理由を明確にしながら用意された事件カードを「裁判で解決できるもの」と「裁判で解決できないもの」に分類する。その後、「裁判で解決できるもの」は民事裁判と刑事裁判に

分類されることを理解し、裁判員裁判は刑事裁判の第一審で行われることを知る。そして、「事件カードその後」を読みながら、裁判の流れを理解する。最後に「どうして国民が裁判に参加するのか」という、裁判員制度の意義を追究する問いに対する自分の考えをもつ。

E ストレス発散の為に

人が住んでいる民家6棟が全焼する火事があった。警察は、漫画家酒井三郎さん(55歳)を、め切りに追われてイライラして放火した疑いで逮捕した。



C お金の貸し借り

さとしさん(37歳)は友人のまもるさん(38歳)に、500万円を貸したが、返済期限が半年過ぎても、まもるさんに返す素振りが見えず、なんとか返してもらいたい。



授業の目標は①「法を犯した犯罪行為は裁判で裁くべき」や「細かなことまで裁かれると、自分たちの自由がなくなる」など裁判への見方や考え方を深めること、②民事裁判と刑事裁判の違いや三審制などの仕組みを理解すること、③裁判員制度への理解を深め、その意義を追究することである。

4 時間目：模擬裁判員裁判①

法務省の作成した模擬裁判のシナリオを生徒の実態に合わせ改良したものを利用して模擬裁判員裁判を実践する。役割分担は裁判長・検察官・証人・被告人・弁護人が1人ずつ、それ以外の生徒は裁判員である。

授業の目標は①証拠の整理や他者との討論から多面的・多角的に考察すること、②①を総合して公正に判断し、その事実に基づいて自分の考えを適切に表現すること、③自分の演じた立場から、裁判員制度の意義を追究することである。

法務省「裁判員制度を題材とした教育教材」
http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_info_saibanin_kyozai.html

5 時間目：模擬裁判員裁判②

4 時間目の続きを行う。評議・評決を行い、判決を出す。模擬裁判員裁判を体験した後、再び「どうして国民が裁判に参加するのか」という、裁判員制度の意義を追究する問いに対する自分の考えを深める。

6 時間目：裁判員制度への見方や考え方を深めよう。

これまで追究してきた「どうして国民が裁判に参加するのか」という、裁判員制度の意義を追究する問いに対する自分の考えを小集団で伝え合う。その後、裁判員経験者の裁判員制度に対する様々な声を知る。最後に自分なりに国民が裁判に参加する意義や課題をまとめる。

授業の目標は裁判員制度への見方や考え方を深め、今後の探求心を育むことである。

4 おわりに

裁判員裁判は長所も短所も同じくらいあるのだと思いました。裁判員の人の意見の多くに「裁判を身近に感じることができた」とありました。国民にとって裁判というものが身近な存在になったことはとてもよい

ことだと思ひ、憲法の国民主権にも大きくかかわってくると思ひました。

しかし、なかには「ちゃんと自分たちの意見を採用してくれるのか曖昧だった」という意見もありました。制度を取り入れたのならばやっぱり“国民の視点”や“感覚”はもっと信頼して大切にしなければいけないと思ひました。この制度にはいくつかの改善点があるので、今後少しずつよくなっていけばよりよい裁判ができるんじゃないのかな？ せつかく国民に与えられた参政権*なのだから、国民も積極的に裁判員裁判について考えるべきだと思ひました。私はぜひ裁判員裁判に参加してみたいなあと思ひます。

この感想は、最後の授業後のものである。裁判員制度を多面的・多角的に考察することができ、現行の制度が完成型だと考えず、国民の手によってよりよくしていくことを語っている。そして、制度を「国民の権利」という視点で捉え、自分自身はぜひ参加してみたいと考えている。正にそこには、これまでの授業を通して獲得した裁判員制度の意義と課題が語られている。

今後もこのように、社会科の授業を通して、生徒が主体的に社会に参加しようとする態度や姿勢を育てていきたい。

また、本単元を構想するにあたり、弁護士の方から多数の貴重なご意見をいただくことができた。今後も人とのつながりを大切にしながら自分自身を磨き、多くの生徒に、より豊かな学びを提供していきたい。

*生徒は、司法も政治の一部ととらえ、そこへ国民が参加する裁判員制度を「政治に参加する」と考え、「参政権」と表現しました。